

諏訪広域連合事務局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月24日

諏訪広域連合長 金子 ゆかり

諏訪広域連合規則第 3 号

諏訪広域連合事務局組織規則の一部を改正する規則

諏訪広域連合事務局組織規則（平成 12 年諏訪広域連合規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条企画総務課の部総務係の項中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とし、第 5 号から第 18 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。